

午前10時30分開会

○池田委員長 皆様おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

欠席届が出ております。西岡委員が体調不良のため、そして児童・家庭支援センター所長が出張公務のため欠席です。

本日の日程をご覧ください。報告事項は子ども部が4件、保健福祉部が7件です。

それでは、日程の1、報告事項に入ります。

子ども部（1）令和8年度子どもの遊び場事業実施箇所について、理事者からの説明を求めます。

○山崎子育て推進課長 それでは、教育委員会資料1に基づきまして、令和8年度子どもの遊び場事業実施箇所についてご説明させていただきます。

令和8年度における子どもの遊び場事業の実施箇所については、国への返還に伴う原状復旧工事開始のため「ふじみこどもひろば（乳幼児広場）」こちらのほうを閉鎖するなど、一部を変更しつつ、事業を実施していく見込みでございます。

子どもの遊び場事業の実施箇所につきましては、令和8年度①から⑨までにつきましては、2番のところですね。令和7年度と変わらず実施をしていくと。⑩番のところのふじみこどもひろば（乳幼児広場）については閉鎖の予定でございます。⑪番、和泉小学校校庭につきましては、小学校と、あと校庭開放を実施している地域の方から、現在、校庭開放で使っている時間帯、土曜日の午後の時間帯ですね。こちらのほうを遊び場事業で行ってもらえないかというようなお話を頂いておりますので、現在調整をして令和8年度の実施に向けて準備を進めているところでございます。

最後に米印のところがありますが、ふじみこどもひろばの乳幼児広場、こちらの利用者については、近隣の旧九段中学校、こちらのほうの利用をご案内する予定でございます。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 幾つかお伺いしたいことがあるんですけども、まず、ふじみこどもひろばの遊び場の閉鎖ということで、あそこは隣のグローバルキッズの保育園が利用している代替園庭があるじゃないですか、あそこはどうなるんですって。

○山崎子育て推進課長 もともとグローバルキッズの代替園庭としては富士見児童公園、こちらのほうを使っておりまして、週に一、二回、ふじみこどもひろばのほうを現在使っているというような状況でございます。

○牛尾委員 それは、遊び場が閉鎖になった以降もふじみこどもひろばの幼児広場のほうは引き続き使うという認識なんですか。

○山崎子育て推進課長 いえ、原状復旧工事等々を行いますので、もう使えないということになります。

○牛尾委員 分かりました。

もう一つ、次が旧九段中学校にキャッチボールエリア整備（予定）とありますけれども、これはもう具体的にこのエリア、この位置でやりますよとか、どれぐらいの広さとか、そういうのは決まっているんですか。

○山崎子育て推進課長 こちらのほう、今考えているところでは、防球ネットのほうを移

動式のをちょっと使おうかなと思っておりますので、それを幾つか組み合わせて場所を作るような形で考えております。位置等、どの場所かというとこれは、今のところ一番奥側のところを使おうかなというふうには思っておりますが、まだ「もうこの場所」というふうに決定をしているというわけではございません。

○牛尾委員 分かりました。移動式ということは、毎回毎回遊び場で開放する際に一々移動するということになっちゃうということなんですか。

○山崎子育て推進課長 タイヤがついて移動できるような形にしておけば、どのような形にでもある程度融通が利くかなというところでそのように考えております。毎回毎回出して並べるのか、しっかりそこで固定するのかということも考えていたんですけど、やはり台風だとか、そういうので倒れてしまうとかいうことを考えると、やはり端にしっかり寄せておいたほうがいいのかということ、毎回出すことにならざるを得ないのかなというところは今の時点だとそういうふうに考えております。

○牛尾委員 了解をしました。キャッチボールとなると、これ、要するにいわゆる軟式野球のボールとかも対応できるような広場という認識でよろしいんですかね。

○山崎子育て推進課長 基本的には少年野球で使うような軟式のボールをそのエリアではいいですよというふうな形で使用していくようなことを考えております。さすがに本当に公式の高校野球で使うようなボールというのはちょっと無理があるかなというのを考えております。

○牛尾委員 分かりました。神田橋にもできますし、麴町のほうはこちらということで、ぜひ安全性が確保されるような整備をしてほしいなと思います。それはご要望として述べておきます。

⑪番の和泉小学校の校庭ですけれども、確かに、今、遊び場、遊び場じゃないや、校庭開放でPTAの方が運営されていて、結構大変だという話も聞いて、そこからも遊び場としてという話を私も聞いてはいるんですけども、遊び場で開放するとなると、大体毎週土曜日ということですよ。あそこは野球チームとかが使っているじゃないですか。そこの調整というのはされてはいるんですか。

○山崎子育て推進課長 おっしゃるとおり、少年野球のほうでもあそこの校庭というのを使っております。ただ、小学校のほうのお話では、土曜日の午後の部分は調整がつくんじやないかというようなことで聞いてはいるんですが、我々が直接少年野球のほうと調整をするというよりは、今、小学校のほうでその部分についても調整を進めていて、必要であれば我々のほうもご説明なりなんなりというところはやっていくということなんです。なので、今現在調整中というふうにさせていただいているところでございます。

○牛尾委員 現在、和泉公園で遊び場事業をやっているじゃないですか。そちらの和泉公園の遊び場事業というのは、校庭で遊び場が始まった場合、どうなっちゃうんですか。

○山崎子育て推進課長 現在、和泉公園では、木曜日と土曜日、週2回実施しております。小学校の校庭のほうで土曜日の午後行うということになれば、公園のほうは校庭のほうに移して、木曜日は公園で、土曜日は小学校の校庭でというようなことを今考えております。

○牛尾委員 地域の方というか、PTAからの要望になるのかな、これは、和泉小学校でやってくれというのは。ただ、和泉公園で今やっているわけですよ。確かにあそこ、和泉小学校の新しい整備によって公園が一時期使えなくなるということもあると思いますけ

れども、そうだな、で、公園改修、改修というかね、更地にするために使えなくなっちゃうと。その間小学校の校庭を使うというのは分かるんですけど、まだそういった計画にはなっていないと。その下で和泉小学校をわざわざ使うという理由が何なのかなと、要望されたからやると。でも和泉公園のはやめちゃうと。そこが何か言っている意味がよく分からないんだけど。

○山崎子育て推進課長 そうですね、もともと小学校のほうからこういうお話があったのも、同じ時間帯に一方で校庭のほうで校庭開放を行っていて子どもたちが遊んでいると。公園のほうを見たらそちらでも遊び場事業でやっているというところやると、両方でそれぞれ見る方がいて、別々でやるというよりはもう一緒にやったほうが、言うなれば、先ほどもおっしゃっていた校庭開放の地域の方の負担とかということも減るんじゃないかということと、あと、やはりボールを使って行う遊びということになると、公園よりも校庭のほうが圧倒的にやっぱり遊びやすいというかね、ボールが外に出ていかないとか、もっと思い切り遊べるとかいうところもあるので、メリットとしてはかなりあるんじゃないかなというふうに考えております。

○牛尾委員 まあまあおっしゃっていることは分かるんですけども、だとするならば、例えば、ほかの学校でも校庭開放をやっているじゃないですか。そういったところも今後こういった形にしていく可能性があるということなんですか。

○山崎子育て推進課長 今現在そういったお話がほかからも来ているというわけではないんです。当然各学校の使われ方、校庭の使われる方とか事情も違いますし、地域の方たちの考え方とかも違うのかなというふうに思っております。ですが、既存の区有施設、そちらのほうを有効的に活用しようというふうなことも考えておりますので、そういうお話がありましたら、しっかり我々としてもそこでやるかどうかということを含めて検討をしていきたいなというふうには考えております。

○牛尾委員 そうですね、要望があったから受けるということも分かるんですけども、やはり遊び場が足りないということで、校庭開放についてもより利用しやすいようにとか、PTAの方々の負担の軽減とか、いろんな問題がこの間出ていましたよね。だから、校庭開放を今後遊び場にしていくならしていくで、一応区としても校庭開放をどのようにしていくかという方針というかな、そういうのを持った上で、何か今回お願いされたからやりますよと。で、和泉公園のはなくしますよということで、何か行き当たりばったりという言い方は悪いけれども、そういったように見えちゃって、だから校庭開放は区としてこうしていきますよという一応方針を持っていたほうがいいんじゃないかというのが一つ。

あと、やはりそうなってくると、ほかの校庭も遊び場としてやっていきますよとなると、当然ほかの校庭もクラブチームとか野球でね、フットサルのクラブチームとかやっていますから、そこの調整も必要になってくると思うので、そこはしっかり話し合っていくとか、説明していかないと、ちょっとあつれきが出てくるのかなというふうに思うので、そこはしっかりやっていただきたいんですけど。

○池田委員長 課長ね、これは今回和泉小学校の校庭をということで上がっていましたけれども、今、先ほど言っていたけれども、個々の学校の校庭開放事情というのは十分いろいろ、今はPTAの方のご協力というところでもなくなりつつありつつ、しかも開放中にはプレーリーダーを入れたりだとか、ほかの事業者にもやってもらったりとかという事業が

進んでいるかと思うんですよ。で、今、牛尾委員が言っているように、ボール遊びをさせるのであれば、十分スペース的には学校の校庭というのはもともとの防球ネットが張ってある施設なので、そこのところの施設を使うということは有効利用だし、今まで年に必ず年度1回は遊び場を造るんだと言って進めてきていますけれども、学校校庭開放というところを連動させて遊び場、子どもたちが安心して遊べる場所を確保するというのは大事だと思うんだけど、そこのところは、今回、和泉小さんの要望があったから今回するというふうに見えてしまうんだけど、恐らくほかの学校の事情もあると思うんだけど、そこのところを今後どういうふうに8年度に向けて進めていくのかというのは、もう少し具体で聞かせていただきたいと思いますけれども、併せて。

○山崎子育て推進課長 おっしゃるとおり、校庭につきましてはいろいろな使われ方、用途、いろんな団体が関わってきておりまして、それもあって今まで遊び場事業というところでいうと、校庭というところはなかなか使えなかったというところの事情がございます。今回、今後のことも考えてというところで、和泉公園のほうが小学校の建て替えということになると使えなくなるといったときに、我々も代替の場所を考えなきゃいけないと思っていたところで、まず校庭のほうという話がある。校庭のほうが比較的后から工事が始まるというところなので、そのつなぎにもなるんじゃないかというふうなところもあって、我々としては探しているところでいいお話があったなというところがございます。ただ、ほかの本当に学校のほうにつきましても、今回一つ、モデルじゃないですけど、和泉小学校でやってみることによって、どういうふうな校庭開放を実施している地域の方たちの反応があるとか、学校のほうの反応があるとか、そういったところを見極めながら、どういうふうに展開していくかというところは今後検討していきたいというふうに考えておるところです。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。話を伺っていて、和泉小学校の今のチャレンジについては、確かに調整を要するところはあると思うんですけど、私は踏み込んだなというふうに思うところがあるんですね。この校庭開放、PTAの当番でやるというのは、屋上校庭、昌平でやっていたことがありますけれども、年に数回しか回ってこないんだけど、お当番としては結構大変だったり、でも子どもたちは楽しく遊んで、道具が使えますからね、ボールが使えたり、あと一輪車が使えたり、学校によって違うんでしょうけど。これを一つのうまく成功例にしていってくれればいいなというふうに思うんですけど、芳林公園で思い出すと、あそこは遊び場のボランティア団体、何といたっけな、有償ボランティアなんだけど、学生さんたちがバイトでやってくれる。これはやるほうの人たちも、大学生にして子どもたちとの遊び方を覚える。すごくいい経験にもなるし、子どもたちにとってもいいし、それが立体的だとなかなか移動が大変だとは思いますが、校庭がそこにあるのにこっちの公園じゃないと使えないというのは確かに不都合だろうと。でも一方で、少年野球チームが、例えば土曜日に使いたいとなったときに、それはやっぱり使えないと困るだろうなというふうに思うから、そこのハンドリングがとても重要になるんじゃないかな。だから、できるだけ成功例にしていってもらって、こういうメニューもあるんだよというふうにしてもらいたいのと、それと遊び場ボランティアをうまくやっている方というのは重度障害のほうをやっている方でもあるので、そうすると個人的努力に負っ

ている部分もあると思うので、お金は区が出しているにしても、だからそこら辺のところももっと組織が安定してうまく動いていけるように応援していくとか、遊ばせてあげるほうの学生さんもいいし、遊びに行く子どももいいし、連れていくお父さんもいいみたいな、三方よしみみたいなになるような実験の場に調整、学校にお任せでもなく区にお任せでもなく、何か団体がうまくいくような調整をしながら、一つの実験場所としてぜひ成功例にして、こういうメニューもあるよというふうにほかの学校に提示できるようになったらありがたいというふうに私は想像しました。いかがでしょうか。

○山崎子育て推進課長 今おっしゃっていただきました小学校とも連携をしながら、地域の少年野球の子どもたちの団体とか、あとプレーリーダーさんをやっていただいている事業者の方たちともしっかりと相談をしながら、当然限られた人、資源だったりしますので、できるだけ有効活用できるようにしっかり協力関係を持ちながらやっていきたいと思えます。また、調整のほうも必要に応じてしっかり行っていきたいと考えております。

○小枝委員 じゃあ、そちらはぜひそのようにお願いします。

キャッチボール広場のところなんですけども、今度、神田橋のところの一つ初めて千代田区にはネットで覆う形のができる。千代田区にはないな、私が育ったところにはあるのにと思っていたんですけど、これがあそこに固定することがいいかどうかというのはいろんな福祉的問題があるのかもしれないけども、一方で、あそこの錦町というか、神田橋にできたからもういいやというんじゃないで、いろいろなところの少し1年単位で使えるところを捉えて、ここにできないだろうか、ここにああいう鳥籠型というか、名称はわかりませんが、できないだろうかということは、やっぱりずっと見ていく必要があるし、あと費用と、それから、もうちょっと、何というのかな、千代田区の場合、可動性みたいな、結局普遍的って難しいまちじゃないですか。だから、1年単位あるいは3年単位でもいいんですけども、場所があったら子どもたちが壁に向かって一人でもキャッチボールができたり、壁打ちができたり、それからボールが飛んでいかなかったり、汗をかくことができたり、そういうのって、さっきちょっと旧九段中のお話、私は十分理解できていませんけれども、定点として使えるのであればそこにできないかとか、ほかのところでもこの場所だったらできるんじゃないか、何平米あったらできるのか、幾らでできるのか、そしてそれは一定程度の可動性みたいなのは作れないのかとか、そういうやっぱり千代田の遊び場検討会ってまだやっているんですよ。やったださっているから徐々に動いているんだと思うので、その徐々に動いている検討過程に、もっと、今ある資料を乗っけていくような循環力を持っていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○山崎子育て推進課長 今おっしゃっていただいた遊び場推進会議、こちらのほうの中に、当然市内でも関係するような道路公園課ですとか施設経営とか、そういったところもお呼びして、一緒になって遊び場について議論のほうをしているところでございます。また、今回、神田橋のほうでもそういった計画があるというところと、あとは既に飯田橋三丁目広場とかも周りをネットで、ネットというかフェンス等で囲ってある広場とかもあります。そういったところで、我々の子育て推進課、子ども部だけじゃなくて、ほかのところとも連携・協力しながら、できるだけ子どもたちのニーズに応えられるような、そういった遊び場事業というものを展開していければというふうに考えているところです。

○小枝委員 当然努力されていると思えます。なるほど飯田橋にもあるんですね。そうい

う情報も見える化していったって、目標も、例えばゾーンを3ゾーン分けして子どもたちから見たらこことこことここにはあるよとかいうふうにして、壁打ちができれば野球だけじゃなくてテニスもできるし、いろいろできるんで、とにかく子どもが一人でも汗をかける、室内ならここ、屋外ならここというのを千代田区の情報として積極的に展開しながら、かといって、ほかの活動をしている人たちを、何か使えなくしちゃうのも申し訳ないので、そこら辺は見える化しながら、情報を調整しながら、うまく前に進めることと、出来上がったものが見えるように、ひたすら神田公園待ちみたいにならないようなことも必要なんじゃないか。とにかく子どもたちの育ちというのは今なんで、今元気に、ああ、汗をかかって楽しいなと。朝日とともに朝ご飯前に遊びたいな、でも安全の問題があるけれども、いろいろやれることはあると思うので、ぜひ皆さんお疲れと思いますが、積極的によろしくお願ひしたいと思います。

○山崎子育て推進課長 しっかりと子どもたちのニーズを捉えるような取組もやりつつ、我々の行っている事業を皆さんにしっかりと周知していくような取組、見える化等々を進めていきたいというふうを考えております。○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 遊び場の数が増えていくということについては、これは前向きな方向なんでもいいと思うんです。ただ、先ほど調整という話がありましたけれども、遊び場事業が拡大することによって、例えば野球チームにしろほかのチームにしろ、そこが影響を受けちゃうということはよくないと思うんですね。だから遊び場を広げるから我慢してくれというような形じゃなくて、例えばこういった場所もありますよとか、例えば野球で言えば夢の島とか花小金井とかありますけれども、そこまで行くのは結構大変なんですよ。だからこういった手段で移動手段がありますよとかね、こういった支援ができますよとかね、そういった調整をしっかりとやっていただきたいと思いますが、そこについてはちょっとお答えいただきたいと思います。

○小川子ども部長 まず、大前提となるのが、学校の施設の使い方という面で、第一義的には、まずは学校行事が当然優先されるべきでありますし、学校由来の例えばスポーツ活動、地域団体、それらの利用というものが優先するというのは、これ学校施設であれば当然であろうというふうに思っております。で、遊び場事業というのは、それらのもし都合が合えば調整の上で拡充をしていくという、そういうスタンスのものでございますので、資料にありますように、ほとんどのところが遊び場事業として安定的に使える場所というところでまずは設定をしているということでございます。

したがいまして、既存の学校行事であったり学校の団体であったり、それらを例えば押しつけてという言い方がいいのか分かりませんが、それらに優先して遊び場事業をやるという考えはなくて、遊び場事業というのは、あくまでも機を捉えて、可能であれば遊び場として使えるのであれば増やしていこうという、そういうスタンスでございますので、その辺りはご理解を頂きたいと存じます。

○池田委員長 はい。ほかはございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（１）令和8年度子どもの遊び場事業実施箇所についての質疑を終了いたします。

次に、（２）四番町保育園・児童館仮施設について、理事者からの説明を求めます。

○川崎子ども施設課長 それでは、教育委員会資料2に基づきまして、四番町保育園・児童館仮施設についてご説明いたします。

項番1、概要です。（仮称）四番町公共施設新築工事の期間中、四番町保育園及び四番町児童館は区が使用貸借している土地に建物リースにより建設した仮施設にて運営を行っています。今般、（仮称）四番町公共施設新築工事の竣工予定が令和9年2月末となり、仮施設から新施設への移転時期の見通しが立ったことから、土地の使用貸借期間内での仮施設の解体に向けて必要な手続を進めていきます。

項番2、施設概要です。設置場所は四番町5番地8です。面積等です。敷地面積1,468.97平米、延床面積1,690.74平米、鉄骨造の3階建てでございます。

項番3、賃借等の状況です。（1）土地については無償の使用貸借としまして平成28年5月16日に契約しており、期間は平成28年11月1日から平成35年3月末日、こちらが当初の期間でございます。その後、平成9年9月末日まで延長しております。

（2）建物の賃貸借でございます。こちらは建物のリース契約となります。平成28年10月14日に契約しており、平成28年10月14日から平成35年3月31日の期間で当初設定しております。建物リースでございますので、建設費も含んだ建物賃借料となっております。その後、再リース契約を行っております。令和5年4月1日でございます。再リース契約の際に令和9年6月30日まで延長しております。経費につきましては、先ほどご説明しましたように、移転時期の見通しが立った後に解体工事の内容を組み込むこととしていたため、解体工事費は含まずに建物賃借料のみとなっております。

項番4、建物の賃貸借契約（再リース契約）の変更でございます。リース会社による建物解体の実施と、その経費、工事に要する期間等の内容を契約に加えていきたいと思っております。このため契約期間につきましては令和9年9月末日まで延長する予定でございます。

項番5、今後の予定しておりますスケジュールでございます。令和8年4月建物賃貸借契約の変更、再リース契約の変更でございます。こちらに伴う経費につきましては当初予算に計上させていただき予定としております。次に、令和9年2月末、このときに新設建物、（仮称）四番町公共施設新築工事の竣工予定となっております。その後、令和9年5月までに保育園・児童館の新施設への移転を行います。そして令和9年6月から9月、この4か月間で仮園舎、仮館舎の解体、土地の原状回復を行います。そうしまして、令和9年9月末日に土地所有者への土地の明渡しを予定しております。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○小枝委員 平成28年11月から令和9年9月までということに全体としてはなると思うんですけども、その間は何か月、あるいは何年何か月なのか。それから、この全体費用、仮園舎の費用というのは結局は幾らになったのかということと、月数とそれから全体経費について把握していれば、なければ、次でもいいですけど。

○川崎子ども施設課長 まず、期間でございます。土地と建物でどちらも同じような期間でございますが、土地のほうでお話させていただきますと、平成28年11月1日から、延長後は令和9年9月末日までとなっておりますので、その間は10年と11か月、約11年間でございます。経費につきましては、先ほど申しましたように、この後、解体のものを盛り込んで当初予算の中でまたお示ししていきたいと思っております。

○小枝委員 分かりました。そのときに解体の費用を個別にそれだけではなくて、これまでかかった全体費用と合わせてどうだったのかということをはっきり分かるようにしていただければと思います。

○川崎子ども施設課長 承知いたしました。これまで、ここにも記載のとおり、まず建設から入っております。建設後賃貸借、それはもう既に一つ前の契約になりますが、当初リースでございます。その後、再リースして賃貸借と。その後、今後予定しています解体というところで整理しておきます。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（２）四番町保育園・児童館仮施設についての質疑を終了いたします。

次に、（３）管理職員特別勤務手当の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、管理職員特別勤務手当の見直しについて、教育委員会資料３をもってご説明申し上げます。

なお、本件ですけれども、第１回区議会定例会にて条例改正議案として提出する予定の案件でございます。

項番の１、趣旨でございます。国の取扱いとの均衡を踏まえ、管理職員特別勤務手当の見直しを行うものでございます。

項番の２、概要です。週休日等、いわゆる週休日と休日以外の日における管理職員特別勤務手当の支給対象時間を現行の「午前零時から午前５時まで」を「午後１０時から翌日の午前５時まで」に拡大するものでございます。参考としまして教育委員会規則で定める管理職員特別勤務手当の支給額を中段の表でお示しさせていただきました。支給額そのものの改定はございません。なお、表の中にあります下線部分ですが、今回の条例改正による改正後の支給対象時間となっております。

項番の３、一部改正を予定する条例ですが、幼稚園教育職員の給与に関する条例です。

項番の４、施行予定期日は令和８年４月１日でございます。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件は第１回定例会で議案になる予定の案件です。概括的な質疑や資料要求などがありましたらお願いいたします。

○おのでら委員 週休日等以外の日の午後１０時から翌日午前５時までに実際に勤務を行われた例があるのかどうかというのを教えていただきたい。どれぐらいの件数があって、どういった内容なのかというのを、ちょっと教えていただければと思います。

○上原指導課長 近年ではそのようなケースがないんですけれども、少し遡ってみて調査をかけないと、現状今私のほうで把握しているものはございません。

○おのでら委員 可能でしたら次回、議案審査のときに教えていただければと思います。この時間に勤務が発生するのはなかなか問題なことだと思いますので、そういったところを確認させていただきたいと思います。

○上原指導課長 少し遡りましてそのような勤務が発生しているかというのを確認させて、次回になるかと思いますが、説明させていただきます。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

小枝委員。

○小枝委員 災害があったときとかに、これ、中身に踏み込まないけど、たしか子どもたちをずっと預かってもらったというようなこともあったかというふうに思うんですね。本当に先ほどおのでもら委員が言われたように、どういう場合のどういうことなんだということはあると思うので、ぜひ分かるようにしていただけたらと思います。

○上原指導課長 先ほどの付け加えの部分で、もしありましたら、こういう場合でそのような発生をしたということも併せてお示しできればというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○池田委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（３）管理職員特別勤務手当の見直しについての質疑を終了いたします。

次に、（４）令和８年度九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について、理事者からの説明を求めます。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 私のほうから、令和８年度九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について、教育委員会資料４に基づきご報告させていただきます。

九段中等教育学校令和８年度入学者決定のための適性検査を実施いたしました。本年１月１９日、２０日に出願申請のあった４４７人のうち４１０人が受検をいたしました。受検率は９１.７％、前年は８９.７％となっております。なお、申出により追検査を２月１３日金曜日に実施する予定となっております。区分Ａ、区民枠で２名、区分Ｂ、都民枠で１名という形でございます。

項番１、検査日。繰り返しになりますが、令和８年２月３日火曜日午前９時開始、午後０時１５分終了で実施したところでございます。

項番２、会場は九段中等教育学校の九段校舎・富士見校舎で実施いたしました。

項番３、受検者数ですが、区分Ａ、千代田区民が１５９名、受検倍率が２.０９倍。区分Ｂ、千代田区民以外の都民の方２５１名、受検倍率が３.３０倍でございました。

合格発表が２月９日月曜日、本日８時、合否照会サイト上で、なお、９時から九段校舎に掲示という形で、既に合格発表を本日しているところでございます。

今後のスケジュールですが、２月１３日金曜日９時から追検査。２月１７日火曜日の９時から追検査の合格発表。こちらは九段校舎に掲示という形で発表いたします。３月１４日土曜日１４時から、新入生のガイダンス。４月６日月曜日午後、１４時を予定しておりますが入学式となっております。

項番６の受検状況でございますが、表のとおりでございます。なお参考までに、その下段に令和７年度、令和６年度の状況も掲載させていただいております。

ご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのでもら委員 幾つか質問させていただきたいと思います。毎回伺っているところでもあるんですけども、応募人員が、まずＡ区分、区民枠でも区民外の枠でも４０人ぐらい減っている状況にあるということで、さらに受検倍率を見ると、Ｂ区分に関しては３４ポイントぐらい減ってしまっているんですね。この結果の分析というのはどのように行われて

いらっしゃいますでしょうか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 近年、委員ご指摘のとおり、受検倍率のほう、下がってきております。やはり私学のほうに受験生が流れるという傾向が続いてきているのが最大の影響ではないかと思っております。都立10校、本校等含めた中等教育学校などの受検倍率は全体的にこれ、下がっている傾向にあるということを申し添えておきます。

○おのでら委員 私、特に気になったのが、今回、都立中10校の平均が受検倍率にすると3ポイント減ぐらいになっているんですね。なので、ほとんど横ばいとも見えるところもある。学校によっては大きく減っているところもあると思うんですけども、中でもこの九段中等は30ポイントぐらい減ってしまっているのだからかなり減ってしまっている。より私立に流れているのか、あるいはほかの都立の中学校に流れているのか、こういったところがちょっと気になるんですね。九段中等のところはほかの都立より魅力がなくなっているのか、あるいは何ですかね、全体的に見ても九段中等の魅力がなくなっているんじゃないかという懸念があるんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 なかなか難しいところですけども、本校としましては、機会を捉えて、本校の独自の特色ある取組ですとか、それから従前からの英語教育、国際理解教育に力を入れているところは、積極的に発信しているところでございます。

適性検査が終わったばかりですので、来年度に向けて、本校としても、さらにどういった点工夫が必要なのかというのはこれから検証しなければいけないんですけども、本校の魅力自体が著しく低下しているという認識はございません。繰り返しになりますけれども、さらに対外的地域にも本校の魅力や、特に区内の小学生はじめ子どもたちにももう少し工夫をしたPR、周知が必要だというふうには考えております。

○おのでら委員 ぜひ、周知をより一層行っていただければと思っております。あとは倍率を維持、あるいは上げていくためにも、やっぱりほかの都立中と差別化というか、少し変えられないかなというところをご検討いただきたいと思いますと思っております。

これも以前からお伝えしているように、受検日ですね、2月3日というのを少し遅らせるなりなんなりするだけでも、これって大分変わってくると思っております。あと、私が気になったのは、合格発表が2月の9ですよ、本日ということなんですけれども、こちら都立中、ほかの都立と同じ日になっているんですね。こちら辺一緒にされている理由というのは何かあるんでしょうか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 この適性検査の日については、以前にもおのでら委員からご指摘、ご質問を受けているところですけども、こちらが、東京都のほうで、東京都の私学協会と受験日が重ならないようにということで、これは決め事に今なっているところでございます。そこで本校も都立の九段高校の移管を受けて設置したという経緯の上から、その枠組みの中で適性検査の受検日を設定しているところでございます。ですから、やはり今子どもたち、受験生の取り合いにならないように、かぶらないようにという、そういった配慮もあるのではないかと考えているところでございますが、ただ、ずっとこの決め事が続いていくかというところ、そこは将来的には可能性としてはまだ未定のところでございますので、東京都教育委員会等とも密に情報共有をしながら、今後検討課題ではないかというふうに認識しているところでございます。

○おのでら委員 私学協会、とおっしゃいましたかね。ちょっと気になるのは、区が税金

を出して区が主体的に運営している九段中等でございますので、ここはしっかりと、区が決めるところは決めていけるようお願いできればと思っております。

合格発表日についてなんですけども、こちらも引き続きご検討いただければとは思いますが、合格発表日についてなんですけども、検査日が2月3日であると。で、合格発表2月9日、結構空いているんですね。通常——通常というか、普通の私立は、早いところでは、受験をしてその日の夜に出たりするんです。皆さんどこに行くかというのを、その結果を見て、あるいはどこを受けるのか、どこの受験をするのかというのを検討されるわけですね、日々。九段中等に関しては2月3日に受けて2月9日、大分先に決まっています。もしかしたら九段中等が第一希望の方もいらっしゃると思うんですね。私立を受けていらっしゃる方は、例えば2月2日に受けて2月の2日中に結果が出たり、あるいは2月3日に結果が出ました。その後、入学金の納付期限がかなり差し迫ってくるわけです。3日後であったりとか、あるいは当日に出してくださいとか、そういうところもあるわけですね。そうすると、九段中等の結果を待っている間に何十万円というお金を払い込まなくてはいけない。やっぱりそこは受験生にとっても親御さんにとってもちょっと痛いところではあると思うんですね。もう入学金を払ってしまったからもう九段中等の結果はどうでもいいやということになりかねないので、そういったところも今後ちょっと中学受験の戦争というか、そういったところが激しくなっているところも問題だとは思いますが、そういったところの実情も踏まえていろいろご検討いただければと思います。いかがでしょうか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 ただいまのおのでも委員のご指摘、ご意見はしっかり受け止めさせていただきます。区立中等教育学校として独自性といいますか、そういったものをと考えていく必要があるということは、本校としても認識するところです。

それから、合格発表ですね、3日受検日で9日、これ、私も今回異動して初めてなんですけども、ご案内のとおり、本校の適性検査の出題自体が非常に、答えが一つというものではなくて、記述式が中心になっております。ですから、5択のマークシートとか、そういったもののように単純にすぐに採点ができるというものではございませんで、かなり教員の皆さんも連日神経を研ぎ澄まして採点のほうを連日やっております。現状ではちょっと日数を要するのはご理解いただきたいなと思っておりますが、今後さらに工夫をできるところがあるかどうかということはしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○おのでも委員 マークシートで5択だけとか、そういった学校というのはやっぱり私立でもないと思っておりますので、その条件は一緒だと思いますので、ぜひその辺りも民間でもしノウハウとかあれば、採点の方法ですとか、その辺りもよく踏まえてご検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 ただいまのご意見も踏まえて、本校としてもさらに研究してまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 倍率が下がっている、応募人数が減ってきているということはほかの学校でも同じような問題もあると思うんですけども、私の一番上の子どもが都立高校に行っていて、その校長先生がおっしゃっていたんですけども、高校の場合、今、授業料無償化じゃないですか。だから、常に、どこでも選べるようになってきたと。そうすると、

どうしても、その都立高校は非常に教育の中身が素晴らしいんだけど、どうしても予算がなくて、学校が本当に汚い、ぼろぼろだということで、私学はきれいな学校だということで、中身よりも施設のきれいさでもうはじかれてしまうというふうなことをおっしゃっていたんです、その校長先生がね。

同じように、中学校でも、小学校では、まだ私立では無償化ではなくて、ただ10万円の補助かな、あるんだけど、そういった私学に比べて公立の学校というのはどうしても見劣りする場合がありますといった場合に、やはり例えば九段中等では食堂もないし、給食もないし、まあ中学校はあるけど、そういった施設の面で、中身じゃなくて施設のところで選ばれなくなっちゃうというのはちょっとそれは残念かなと思うんで、例えば学校のほうでこうしたところをもうちょっときれいにしてほしいとか、そういった要望があれば、しっかりとそこもハード面で支援していくというかな、そういった予算というのをつけていくことも学校を選ばれる一つの要素になるんじゃないかなと思うんですけれども、そこについてはちょっとご意見をお聞かせください。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 本校も特に九段校舎のほう为建设してから40年近くたつということで経年劣化してきている部分などもございますが、きちんと保全計画に沿って老朽化したり更新しなければいけないところは施設の改修整備のほうは進めてきております。ですから、私立や全面建て替えが済んだばかりの学校と比べると施設の劣る部分がもしかしたらあるやもしれませんが、ただ、生徒の皆さんが学校生活を送る上で、教育環境、それから学校行事や部活をやる上で、なるべく快適に過ごせて活動できるように教職員一同細心の注意を払って、ハード、ソフト両面で取り組んでおりますので、そこは建物設備に限らず、やはり教育内容、それから部活や学校行事の活動内容、そういったものを魅力あるものにさらにして、より多くの方に受検していただいて入学いただけたらというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○池田委員長 小枝委員。

○小枝委員 時間が無いと思うので、ちょっと1点だけ。

地域から言われる話で気になっているのが、男女卒がなくなってからの男子の数が減っているということを言われるんですけども、本当にそうなのかなというのが分からなくて、もし参考に6、7のところに分ければ教えていただきたいと思ったのと、あと、他の都立の全部で千代田も入れて10校ぐらいだったと思うんですけども、ほかがみんな一応そうなのかというのもちょうと情報として教えてください。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 やはり男女卒、入学定員でなくしてから、入学者、やはり男子よりも女子のほう若干多くなっているのは事実でございます。ほかの都立中等教育学校においても、これ、正確なところを、私ども、今、数字をつかんでいないんですけれども、やはり女子のほうが多い傾向にあるということを伺っております。

○小枝委員 数字は分からない。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 数字までは、すみません、ちょっと分からないんで、申し訳ございません。

○小枝委員 また、別の機会に教えてください。

○池田委員長 よろしいですか。

ほかはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（４）令和８年度九段中等教育学校の入学適性検査の受検果についての質疑を終了いたします。

以上で、子ども部を終了いたします。

続いて、保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（１）地域福祉交通「風ぐるま」の実証運行後の対応方針について、理事者からの説明を求めます。

○岡福祉総務課長 私のほうから保健福祉部資料１に基づきまして、令和６年度から開始した風ぐるまの実証運行のこの後の取扱いについてご報告をさせていただきます。

この実証運行につきましましては、令和７年度末実証運行期間が終了といたしますので、その後の本格運行に関する取扱いについてでございます。

項番１、これまでの経緯でございます。地域福祉交通「風ぐるま」では、令和２年度から調査を行っておりまして、利用促進に関して調査を行った結果、令和６年５月から新規ルートを用いて実証運行を開始しまして、この実証運行を用いて今後の取扱いを検討するというふうにしておりました。この実証運行につきましましては、利用者から当初の令和２年の調査で意見が多かった「既存便に対する双方向に運行するルート」であったりとか、「麴町および神田方面を短時間で往復したい」と、こういったニーズを踏まえまして、四谷ルート、神田ルートの２ルートを設定したところでございます。当初は令和７年３月までの実証期間を予定していたところでしたけれども、風ぐるまにつきましましては運行協議会というのを開催しておりまして、７年度の予算編成の時期に合わせて、令和６年の８月に運行協議会を開催いたしました。メンバーとしましては、地域の福祉団体や区民の代表者の方、学識経験者及び日立自動車交通で構成しておりますけれども、そこでの議論の中で、令和７年度通年かけて実態調査を行ったほうがよいとのご意見を得られましたので、７年度予算に引き続き実証運行の経費を積むという形とさせていただきます。実証期間の延長を行い、令和８年３月、７年度末まで延長するといったところでの経緯でございます。

項番の２番の実証運行の概要でございますけれども、実施期間は先ほど申し上げたように、令和６年５月８日から一度延長を挟みまして令和８年３月３１日までとしておりまして、運行本数につきましましては、月・火曜を運休としまして週５日の運行としております。車両としてはＥＶ車両１台を導入したものでございまして、その車両の詳細につきましては資料に記載のとおりとなります。

項番３、今後の方針・予定についてでございます。両ルートにつきましまして一定の利用実績が確認されたというところでございますので、令和７年度に実施した調査や昨年１２月に開催しました運行協議会の議論でも継続的な運行が望ましいとする意見を得られたことを踏まえまして、令和８年４月から本格運行に移行することとしたいというふうに考えております。その際に、「平日のうち月・火曜が運休では使いにくい」という声も同じく頂いていたところでございますので、本格運行に合わせまして、両ルートとも週５日から毎日運行への拡充としたいというふうに考えております。なお、この延長につきましまして、四谷・神田両ルートとも時刻表、ルートについては変更ございませんで、ほかの既存の４ルートについても同じく変更はないといったところでございます。

周知としましては、３月５日号の広報千代田に４月以降の取扱いについてご紹介をするといったほか、ホームページやＳＮＳ等を用いたりとか、ルートマップを区内各施設に配

置等をして区民の皆様には周知を図っていきたいというふうに考えております。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。
牛尾委員。

○牛尾委員 1個だけ。これ、実証実験をこれからも延長するよということですがけれども、実態把握というのは、これ、何の実態、要するに利用人数だけなのか、それとも、例えば新しいルートの場合、我々も委員会で試乗をしましたけれども、例えば中央区の江戸バスとかの、何というのかな、乗り継ぎがよくなるとか、そういったことについてもこれは導入した理由になりましたね。そこもどれぐらいの方が乗り継いでいるのか、そういったことまで調べるのか、単に人数だけなのか、そこはどうなんですか。

○岡福祉総務課長 大きく二つございます。一つは、バス車内にアンケートを置いておまして、このEVバスを使った2ルートについてのお声を頂くといったところでございます。これについては先ほど申し上げた月・火も含めた毎日運行が望ましいといった意見は得られておりました。もう一つが、令和7年度に、OD調査としまして、バスの車両内でセンサーみたいなものを使いまして、それぞれの停留所の乗り降りの乗降人数というのを調べをさせていただきました。その結果を見ても、6年度に比較して7年度のほうがこの2ルートについて利用が多く得られたというところであったりとか、先ほどおっしゃっていただきました中央区への乗り入れがありましたけれども、新日本橋駅という形で設定しておりますけれども、実際にそこで恐らく乗り継ぎをされているんだろうと思われる停留所で人気があるということも得られましたので、そういった結果を踏まえて、今回、実証期間は終了しまして、本格運行に移行するという形で、引き続き恒久的な運行をしていきたいというふうに考えております。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（1）地域福祉交通「風ぐるま」の実証運行後の対応方針についての質疑を終了いたします。

次に、（2）千代田区介護保険料の規定整備について、理事者からの説明を求めます。

○小目高齢介護課長 千代田区介護保険料の規定整備につきまして、保健福祉部資料2に基づきご説明いたします。

項番1、規定整備の目的でございます。介護保険制度では、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の判定に当たり、税法上の合計所得金額を基準としておりますが、こちらが令和7年12月1日に施行されました令和7年度税制改正の結果、合計所得金額に係る規定が改正をされました。このため、仮に今年度と来年度で所得に変化がない方の場合につきましても、介護保険料に変動が生じてしまうという状況が生じてございます。令和7年度税制改正の前後を通じまして、介護保険料の判定基準に相違が生じないように、必要な規定を整備するものでございます。

項番2、規定整備の内容でございます。令和8年度における第1号被保険者の介護保険料の判定に際し、令和7年度税制改正の影響により介護保険料が変わり得る方について、令和7年度と同様の判定となるよう、特例を設けさせていただきます。

また、その他といたしまして、令和4年度までを対象として実施しておりました新型コ

コロナウイルス感染症に起因する保険料の減免措置につきまして、既に期限を迎えて失効しておりますため、失効後直近の条例改正の機会となる今回、同規定を削除いたします。

項番3、規定整備を行う条例は千代田区介護保険条例です。令和8年第1回区議会定例会に上程する予定となっております。

ご説明は以上となります。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件は第1回定例会で議案になる予定の案件です。概括的な質疑や資料要求などがありましたらお願いいたします。

○牛尾委員 この新型コロナで収入が減った方の保険料の減免というのは大体どれぐらいいらっしまったのかという数字だけ、分かるようにしていただければと思います。

○小目高齢介護課長 コロナ減免の該当者につきましては、令和2年から4年の3か年で実施をしております、3か年合計で20名余りの方が利用されてございます。また、議案審査の際に正確な数字を追ってご報告をさせていただきます。○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。それでは——小枝委員。

○小枝委員 私が言わなくても当然正副委員長との打合せで適切な資料を整えていただけたらと思うんですけども、これによって、これだけではないですけども、どういう負担が発生するのかとか、段階別で幾らになっていて、他の例えば自治体での減免措置、今、何でしょうね、社会保険料の負担というのがこれだけこれまでの国政選挙の争点にもなっているわけで、その現場の1個になる可能性もある。だけれども、制度として自由度がない、23区の制度の問題もある。そこら辺のところを一定程度分かるように資料作りは工夫してもらいたいです。千代田区としてできることなら何でもやりますよね。もしかしたらやっているかもしれない。だけれども、他の市町村と違ってできないこともあるとか、そこら辺のところがあった中で判断できるような資料にしてもらいたいということは、すみません、正副委員長のほうにお願いします。

○池田委員長 はい。これは今正副に振られましたけども、所管のほうの資料としては議案審査のときには用意ができるという認識でよろしいでしょうか。

○小目高齢介護課長 今回の改正自体は国全体の改正に伴いまして千代田区独自の裁量がなかなか及ばないところではございますが、そんな中、現行の法体系で千代田区独自の取組というものを進めてございますし、また、こういった区民の皆様に負担をかけないような取組ができるのかというのを改めて整理をさせていただいて、ご説明を議案審議の際にさせていただきたいと思います。

○池田委員長 はい。お願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（2）千代田区介護保険料の規定整備についての質疑を終了いたします。

次に、（3）（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事について、理事者からの説明を求めます。

○小目高齢介護課長 （仮称）神田錦町三丁目施設整備工事につきまして、保健福祉部資料3に基づきご説明をいたします。

項番1、工事と契約の概要でございます。千代田区神田錦町三丁目10番地の旧千代田

保健所敷地において、地上8階建ての障害者支援施設、高齢者施設及び地域交流機能を有する施設の整備をするものでございます。工事の契約期間は令和6年3月15日から令和9年1月31日まで。契約金額の合計は40億2,050万円。契約の相手方はスターツCAM株式会社及びリンテック株式会社でございます。なお、これまでに契約変更の実績はございません。

現時点での工事の進捗状況でございますが、各種の設計業務につきましては全ての設計図面の作成が完了、また、解体工事につきましても、全ての作業工程を終え、整地を完了。残る新築工事につきましては、土工事の工程に着手したところでございます。

2ページ目の項番2、今後必要となる対応でございます。（1）番、インフレスライドの対応です。各種物価、賃金の変動に対応するため、新築工事における当初契約以降の変動に対しインフレスライドを適用させていただきます。

（2）番、作業工期の延長です。事業者選定時に区から提供した図面と現場状況との差異であったり、現場作業の一時中断等により当初の工期である令和9年1月末までに工事が完了しないこととなりましたため、当初契約より工期を約1.5か月延長させていただきました。令和9年3月中旬の竣工目標とさせていただきます。

（3）番、旧建造物からの流用部分増加に伴う対応です。当初契約時点では施設の外周のうち、南面・西面の2面について旧建物の山留と呼ばれる既存構造物を流用し、北面・東面についてはその山留を新造することとしてございました。その後の調査により、北面の一部及び東面についても既存構造物を流用することが確認されましたので、工期短縮のため既存構造物の流用部分を増やすことといたしました。これに伴い、工費の軽減分を契約金額から減額をさせていただきます。

項番3、今後のスケジュールでございます。令和8年第1回区議会定例会で令和7年度補正予算及び令和8年度の当初予算の議案及び契約変更議案を上程する予定となっております。

ご説明は以上です。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件も第1回定例会で議案になる予定の案件です。ここの所管ではないんですけれども、契約に係るところなので議案の対象になっております。概括的な質疑などがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。所管が違うので、予特ですとか契約案件の資料要求はこちらではできないので、その旨ご承知いただきたいと思います。お願いいたします。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（3）（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事についての質疑を終了いたします。

次に、（4）高齢者食事支援サービス提供事業者について、理事者からの説明を求めます。

○辰島在宅支援課長 高齢者食事支援サービスの提供事業者について、保健福祉部資料4に基づき説明をいたします。

項番の1、サービスの概要でございます。高齢者食事支援サービスは65歳以上の独り暮らしの方、または高齢者のみ世帯の方で、在宅での食事の確保に支援が必要な方に食事

の戸別配達を行いまして高齢者の在宅生活を支援してございます。昨年の9月提供事業者のうち1者が廃業いたしまして、現在2者と契約し実施をしております。このたび新たな提供事業者につきましてご報告いたします。

項番の2、新たな提供事業者はライフデリ千代田・中央店。東神田に事業所がございませう。参考でお示ししました現在提供している事業者と合わせまして、3者となります。

項番の3、開始日は令和8年2月12日。

今後の予定でございませう。開始に当たりまして、区ホームページへの掲載、高齢者あんしんセンター、相談センター、ケアマネ事業者等へ周知し、進めてまいります。

説明は以上でございませう。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けませう。

○ふかみ委員 ご説明の中で1者廃業になったので新しく1者契約しませうというお話だったかと思ひませうけれども、現在、何名ほど配付を行って、課題などあれば共有いただければと思ひませう。

○辰島在宅支援課長 まず、利用されている方でございませうが、昨年の12月時点で約180名になってございませう。そうですね、3者から2者になったというところで、その分、廃業した事業者さんのところを利用された方々がそれぞれ今行っている2者のほうに移行されておりますので、その当初、事業者さんのほうでも結構混乱をするようなところもあったようには聞いておるんですが、特段変更になったところによる課題というか、トラブルというのは今のところ生じていないところで、おおむねそういった変化がありましたけれども順調に推移しているというふうには認識してございませう。

○ふかみ委員 今のお話ですと、廃業の理由はユーザー様とのトラブルではなかったというご説明だったんですかね。ごめんなさい。

○辰島在宅支援課長 そういった利用者の方とのトラブルということではなく、昨年、当委員会でも報告さしあげたんですが、ちょっと食中毒によることに伴ひまして、事業者さんのほうで自主的に廃業されたというところでございませう。

○ふかみ委員 なるほど。ありがとうございます。

こういった、どういふふうにやりますという施策のご報告というのは、どちらかという情報共有会議で、意思決定会議ってどちらかという課題の共有とそれに対応する施策の共有というのが非常に重要だと思ひませう。理由としては二つありまして、組織の無謬性とよく言われませうけれども、施策の導入自体が目的になってしまひ、区民の方にどんなサービスを提供するかというところの共有が薄れてしまひというところ、それから、課題意識が薄れてしまひませうと、皆さんが施策の話ばかりしてなかなか権限移譲が進まず、現場の声が上がりにくいといったところが問題になってくるかと思ひませうので、今後、資料に関しまひては、EBPMとも言われひておりますけれども、課題の共有をお願いできればと思ひませう。いかがでしょうか。

○辰島在宅支援課長 ご提案ありがとうございます。委員のご提案に即せるような対応をできればと思ひませう。今回の事業者の追加でございませうが、もともと3者で運営をしていたところを2者に減ってしまったというところで、少しでも利用者の方に選択肢を増やしていきたいなというところ。ただ一方で、なかなかこういったサービスを提供する事業者というのは少ないんですね。なかなか見つけることが難しい。そういった中で今回ライフ

デリさんと新たな提供事業者として契約することができたというところで今回ご報告させていただいて、また3者ということでやらせていただきたいというところでございます。

○池田委員長 えごし副委員長。

○えごし副委員長 1者増えるということで、選択肢も増えて、いいことだなと思っております。それで、お弁当の渡し方とか、今の2者のところではまたしっかりやっただいていると思いますけれども、また新しく増える事業者のところとも、お弁当の渡し方であったり、あと、やっぱり見守りの要素というところもあると思いますので、何か異変があったとき、ちょっと受取りの際にちょっとなかなか出てこれなかったとか、そういう異変があったときにはすぐに連携をして情報共有して、何かあれば対応できるようにというところも、またしっかりその連携の取り方というところもまた確認していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○辰島在宅支援課長 このサービス、原則本人手渡しというところになってございます。その趣旨といたしましては、やはり先ほど副委員長からもお話がありましたけど、安否確認、また見守りの趣旨も兼ねてのサービスでございます。なので、いわゆる置き配というものはしてございません。また、そういった本人手渡しをする際ですとか、あるいはなかなか出てこれなかったりとか、そういう何かちょっと様子がおかしいなとかというところを感じられましたら、そこは即、区のほうに連絡いただくよう、そういった体制はしっかり組めるように、また、先ほど冒頭になりますが、本人原則手渡しでございますので、そういったところも徹底するように、今回新たな事業者もそうですが、現在提供していただいている2者にも改めて周知させていただいて、そこら辺は徹底させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○えごし副委員長 今、2者使っていただいている方にも、ぜひこの新しい事業者ができた。先ほどあんしんセンターとかケアマネの方とかにも周知とありましたけれども、利用されている方にもぜひちょっと周知できるような。というのは、もしかしたら新しいところのお弁当のほうがいいなと思われて変えたいと思われる方も中にはいるかもしれませんので、ホームページにも載せていただくということはありますけれども、高齢の方でなかなか見られない方もおられると思うので、こういう弁当をまた新しくなりましたみたいなのをもし利用者にもお知らせできればいいかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○辰島在宅支援課長 ありがとうございます。そういった今利用していただいている方にも周知できるように、これから工夫してまいります。よろしくお願ひいたします。

○池田委員長 はい。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（4）高齢者食事支援サービス提供事業者についての質疑を終了いたします。

次に、（5）令和8年度の国民健康保険制度について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬保険年金課長 保健福祉部資料5、令和8年度の国民健康保険制度についてご説明を申し上げます。

去る令和8年2月4日でございますが、東京都におきまして第4回国保の連携会議が開催されまして、確定係数による令和8年度の国保標準保険料率が示されましたので、その概要につきましてご説明をさせていただきます。

項番2、標準保険料率の推移をご覧ください。表の左側から標準保険料率の年度推移を示してございます。表の右側、太枠で囲った部分が今般示されました確定係数による令和8年度の保険料率となっております。表の一番下、1人あたりの保険料額ですが、昨年度と比較いたしますと5,742円増の26万3,969円となったところでございます。

保険料額が増えました要因でございますけれども、来年度より新設いたします子ども・子育て支援金への対応のほか、診療報酬の改定による保険給付費の増。また、高齢化に伴います医療費の増加により後期高齢者支援金が増えましたこと。また、第2号被保険者数の減少に伴う介護支援金の増加が見込まれることなどが挙げられまして、こうした影響によりまして全体の保険料額が増額となったものでございます。

なお、区の保険料率等につきましては、項番3に記載をしてございますスケジュールのとおり行ってまいりたいと考えておるところでございます。

本日お示しいたしました東京都の確定係数による標準保険料率を参考に特別区で検討いたしましたして、令和8年2月12日の区長会総会におきまして、令和8年度の特別区統一保険料率が決定する運びとなっております。

区では、今年度より全国的な標準化の流れや東京都の方針等に鑑みまして、一部の保険料率を特別区の統一保険料率に乗せたところでございますけれども、来年度以降につきましても、このような状況を踏まえまして、子ども支援金分、介護納付金分も合わせました全ての保険料率につきまして、特別区の統一保険料率に乗せていく予定でございます。こちらの統一保険料率で算出した区の保険料等の内容につきましては、令和8年第1回千代田区議会定例会にてご審議を頂くスケジュールとしておるところでございます。

ご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件は第1回定例会で議案になる予定の案件です。概括的な質疑や資料要求などがありましたらお願いいたします。

○小枝委員 当然、正副委員長のほうで考えてくださるものと思いますが、負担増ですから、負担増の背景がもう努力してもどうにもならないものなのか、何か下げる余地があるのか、でも区長会で決めることは変えられないわけだから、そこがどういう議論になっているのか、そういうことが分かるようなやっぱり資料を出してもらわないと、イエス、ノーというか、イエスであってもそうですかというふうになりづらいのかなと思うので、限られた権限の中でやっていただいているとは思いますが、どこまでが限られた権限でどこからが創意工夫のしどころなのか、これは区民にもうお願いしなければならない負担増なのか、そこら辺のところをつまびらかにする資料をどうかよろしくお願いします。

○小阿瀬保険年金課長 保険年金課長でございます。

保険料が増大していく要因が非常に多い中で、中でも様々保険料を下げる努力をしながら保険料率を設定していくというところ、当方におきましても、やはり保険料をなるべく下げたいという気持ちは持っておりますので、そうした視点を持って保険料をしておりますので、そういった経緯など、そういったところもご説明の中できっちりと区民の皆様にご理解いただけるようなご説明、資料の作成に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 1点だけ確認しておきますね。統一保険料に千代田区の保険料を合わせなけ

ればいけないという法的根拠はないですね。

○小阿瀬保険年金課長 法的な根拠というところはございませんけれども、全国的な保険料水準の標準化の流れというのは当然国が進めているところもございます。また、それに伴いまして東京都も東京都の国民健康保険運営方針というところで、保険料水準の統一化、これをもう進めていくというところで、納付金の計算方法も令和12年度には統一するというような目標で今動いているところの中でもございます。特にしなければならないというところの法的な根拠というところにつきましてはございませんけれども、そうした国が進める標準化の流れ、東京都がそれに基づき進める方針に従って我々区のほうも動いているという状況でございます。

○牛尾委員 法的根拠がないということだけ分かればいいんですね。やっぱり地方自治体ですから、国がこれやれと、法律で縛られたらしょうがないですよ。自治体独自の裁量というのがあるわけだから、そこはちょっと指摘しておきます。条例審査のときにしっかりやりたいと思います。

○小阿瀬保険年金課長 そういった努力とかしていきながら保険料を設定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○池田委員長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（5）令和8年度国民健康保険制度についての質疑を終了いたします。

次に、（6）令和8年度の後期高齢者医療制度について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬保険年金課長 保健福祉部資料6、令和8年度の後期高齢者医療制度につきましてご報告を申し上げます。

項番1、広域連合規約の一部変更についてでございます。後期高齢者医療の次期保険料の改定に際しましては、保険料の軽減に係る経費を引き続き区市町村の特別対策により一般財源から負担金として支弁していくため、東京都の広域連合規約を変更するものでございます。

（1）後期保険料額等でございます。こちら特別対策ありの場合の保険料率等を載せてございますけれども、こちらは先月の常任委員会で保険料の最終案をご報告させていただいてございますが、変更はございません。前期分との比較になりまして、1人当たりの平均保険料額では1万6,044円増の12万7,400円となったところでございます。

（2）でございます。こちらは広域連合が実施いたします保険料抑制策についてでございます。区市町村からの特別対策として232億円、さらに広域連合の基金等を423億円投入してございます。

（3）規約の変更内容でございますけれども、令和8年度、9年度におきましても資料記載の5項目にかかります区市町村の負担割合を100%とすることにつきまして、規約の附則で定めるものでございます。

（4）今後のスケジュールでございますけれども、広域連合規約の改正には区市町村の議決が必要となってまいりますため、そのための議案につきましては、令和8年第1回定例会におきましてご審議を頂くスケジュールとしておるところでございます。

次に、項番の2、後期高齢者医療に関する公示送達方法の見直しについてでございます。

地方税法の改正に伴いまして、後期高齢者医療に係る公示送達の方法を変更するものでございます。

（１）見直しの概要でございます。現在、後期高齢者医療に係る公示送達の方法につきましては、区役所玄関前の掲示場で行っておるところでございますが、こちらを地方税法施行規則で定める方法により、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置を取りますとともに、公示事項が記載された書面を区の掲示場に掲示し、または公示事項を区に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態にするものでございます。具体的には下に図がございますけれども、現行、区役所玄関前の掲示場で書面の掲示を行ってございますけれども、こちらをインターネットによる公表とするとともに、掲示場での掲示、または事務所に設置したパソコン画面で表示する方法により行うものでございます。

次に、（２）改正を予定する条例と（３）施行予定日につきましては資料記載のとおりでございますので、後ほどお読み取りいただけますと幸いに存じます。

最後に、（４）今後のスケジュールでございます。改正を予定する条例案につきましては、令和８年第１回定例会におきましてご審議を頂く予定としておるところでございます。ご説明につきましては以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件も第１回定例会で議案になる予定の案件です。概括的な質疑や資料要求などがありましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（６）令和８年度の後期高齢者医療制度についての質疑を終了いたします。

次に、（７）住宅宿泊事業法・旅館業法に関する規制等の見直しについて、理事者からの説明を求めます。

○市川生活衛生課長 それでは、保健福祉部資料７、住宅宿泊事業法・旅館業法に関する規制などの見直しについて説明をいたします。

初めに、１、背景についてです。民泊施設、旅館施設の増加が都市部の自治体で大きな問題となっております。当区におきましても、施設数や区民からの苦情や不安に関する訴えが増加していることにつきましては、これまで当委員会で報告したとおりでございます。区では、これまでも条例にて宿泊施設に対する独自の規制と、それに基づく監視指導を行ってまいりましたが、さらなる対策強化が求められていると判断しております。そのため、住宅宿泊事業と小規模な旅館業に対する規制などの見直しを行うものでございます。

次に、前回の当委員会でご報告いたしました住宅宿泊事業と小規模旅館に対する規制などの見直しについてパブリックコメントを実施した結果について、項番の２、意見募集の結果について説明をいたします。

（１）意見募集期間・意見数です。実施期間は令和８年１月５日月曜日から１９日月曜日の間でした。延べ６名から意見がございまして、意見数は全部で１２件ございました。

次に、（２）意見の概要と区の考え方について説明をいたします。資料の別紙、千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部改正について（素案）に対するご意見と区の考え方（要点）という資料をご覧ください。寄せられました意見提出者の区分、意見の要旨、意見に対する区の考え方を一覧表にしております。

意見を寄せられた方は全員区内在住者の方で、事業者の方はありませんでした。いずれの意見も、民泊施設、旅館業施設に対する規制強化を求める内容で、見直し内容に関する反対の意見はございませんでした。

資料7にお戻りください。3番、主な見直し内容について説明いたします。まず、（1）住宅宿泊事業に関する規制の見直しです。文教地区など、学校などの周辺及び人口密集区域における管理者常駐・駆付け型の事業実施の制限期間を見直し全日不可といたします。また、事業開始時の施設周辺への周知対象の範囲を拡大いたします。

次に、（2）旅館業に関する規制の見直しについて説明いたします。区の条例に条例の目的と関係者の責務について新たに定義をいたしますとともに、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準に、総客室の延べ床面積は200平方メートル以上とする規定を新たに設けます。

最後に、4、今後の対応について説明いたします。令和8年第1回区議会定例会に千代田区住宅宿泊事業の実施に関する条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例の議案についてご審議を頂く予定でございます。

改正条例の施行は令和8年7月1日とする予定です。なお、既存の許可、届出の施設の取扱いにつきましては、施行日以前に申請書を受理した案件につきましては改正条例の遡及適用をしない方針でございます。

説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。本件も第1回定例会で議案になる予定の案件です。概括的な質疑や資料要求などがありましたらお願いいたします。

○牛尾委員 すみません。これ、別紙で条例改正に対する行うパブコメですか、意見募集、パブコメですよ。これ、条例に対してパブコメを行うということは、これまでもやったことがあったんですけど、いろいろな計画とか、地区計画とか、いろんな計画についてのパブコメというのはあると思うんですけども、条例そのものについてのパブコメというのはこれまでやったことがあるのかな、どうかな。そこ、わかりますか。

○池田委員長 休憩します。

午後0時05分休憩

午後0時06分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。

生活衛生課長。

○市川生活衛生課長 条例制定とか改正時に意見公募を行っている事例は非常に少ないですが、実例としては幾つかございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 今回、民泊の条例改正について意見公募を行おうとなった理由は、何かあるんですか。

○市川生活衛生課長 今回、パブリックコメントを行った理由といたしましては、規制をする方向にある内容でございますので、まずは規制の方向性について、やはり広く意見を求めたいということでパブリックコメントを実施したものでございます。

○牛尾委員 まあ分かるんですけど、普通は民泊の状況について、住民の方から、もう

こんなたくさんの苦情があるんだと、じゃあ条例改正しなければいけないねということが普通だと思うんだけど、確かにこれまでいろんな苦情が来ていたと思うんですけども、じゃあ条例改正しましょうとってパブコメを行うと。これでもしよ、規制しなくてもいいんだというような声が多数パブコメで出てきたらさ、条例改正しないんですか。何か議会としての、何とかな、パブコメの内容と、この委員会、議会で話し合う内容というのがずれた場合どうするのかなというような、ちょっとそこが気になったんですけど。

○市川生活衛生課長 今回、パブコメを行った最大の理由といたしましては、今、他区でもいろいろ民泊に関する様々な問題がありまして、それに応じて条例の改正とかを複数の自治体で行っているわけですが、その際にやはりパブリックコメントを取っている自治体もかなり増えてきているというようなこともございます。あと、やはり苦情が多く寄せられているということについて、多数の方がそういうふうにいるのかどうかということについても確認する意味で行ったという意味もございます。

○池田委員長 地域保健担当部長。

○高木地域保健担当部長 パブリックコメントの実施の必要性についてのご質問でございますが、先ほど課長がご答弁したとおり、条例改正の全てにパブリックコメントを実施しているものでは当然ないわけですが、本区における参画・協働のガイドラインにおきまして、やはりこういった規制を強化して義務を課すような、そういったものにつきましては、広く意見を聴取して実施するということのような方針も出されておりますので、今回、規制を強化することで新規の事業者の参入が一定程度抑制されるというような方向性もございますので、そういったことでパブリックコメントを実施したものでございます。

○池田委員長 ふかみ委員。

○ふかみ委員 ありがとうございます。規制の内容というよりは、一つ一つのステップに関して、きちっと透明性を持って進めてもらいたいなと思っております。初めて議論したときには申請数が増えていますというお話があったかと思えます。2回目にお話しさせてもらったときには、いろんな苦情があるんですけども、中にはそうでないものもあり、中にはそうであるものもあり調べていますというお話で、今回、条例の変更ありきのパブリックコメントだということなんですけれども、具体的に千代田区においてどういった利用状況で、どういった苦情状況で、条例の改正がどのように区民の生活にいい影響があるのかをきちっと説明いただくとありがたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○池田委員長 そこは議案審査のときにしっかりと答えられるようにしておいていただけるといいんですけども、いかがですか。

○市川生活衛生課長 条例を改正するに当たっての理由につきましては、条例改正のご審議のときに改めてきちんとその辺も含めて説明をしていきたいと考えております。

○池田委員長 小枝委員。（発言する者あり）あ、はい。白川委員。

○白川委員 関連です。今回、住宅、ごめんなさい、何だっけ、旅館業法か。旅館業の延べ面積が200平米以上という、かなりインパクトのある要件を入れていただくことになって、これは本当に私もびっくりしてすごいなと思ったんですね。だから評価していますが、法的に一応大丈夫かどうかだけ確認を取っていただきたいなと思っております。要するに既存の業者さんと新規参入者の間にあまりに条件のバランスが悪いと、後からあまりに条件がひどいんじゃないかというクレームがつく可能性を考えているんですね。だから、そこ

を法的根拠みたいなものも今度もし質問があったときに答えていただければと思います。

○市川生活衛生課長 規制の内容につきましては、一応厚生労働省のほうにも確認をいたしましたのと、あと学識経験者にも……

○池田委員長 確認が取れていればいいですよ。今、答弁じゃないんで。

○市川生活衛生課長 はい。では、議案審査のときにご説明をしたいと思います。

○池田委員長 はい。お願いいたします。

小枝委員。

○小枝委員 私もちらの件、私の周りでも意見は分かれるところで、この案件が出てきたときに話を聞いて、やっと、あ、件数は思ったよりそんな多くないんだとか、民泊のね。そうでないものももしかしたらいっぱいあるのかもしれないけど、あとは神田地域にほとんど偏っているんだとか、そういう私も最初導入されるときには、いや、これ、やったら本当にいろんな被害が出るんじゃないかと思って、規制強化のための条例対案提案をしたぐらいだったんですね。だけど、ああ、考え過ぎだったかなと正直その後思っていたら、今回そういう話になってきて、じゃあ実態はどうなのかと聞いてみると、数的には正直自分が思っていたよりうんと少なかった。だから、議案審査事項ですので、資料としては、何でしょう、我々、パブリックコメントをやった方は恐らく神田の方の意見が多いんじゃないかなというふうにちょっと疑問をはしよるためにそういう想像をするんですけども、かなり身近で被害を受けている方というのかな、だからその人たちの声というのは非常に私も貴重だと思って今意見を見ていたわけなんですけど、資料の在り方としては、この委員会の中でも出されたかもしれないんですけど、地図情報的な、実態がこちらにあって、それで今回たしか区分を以前も2区域か3区域に分けていたと思うんですね。住居地域とそうでない地域と文教の指定がある地域と。それはこういう強化しているところとそうでないところと。その辺の見分けをしっかりとした中で、あ、よくなるんだという実感を持ちたいので、そうした行政のほうは今お持ちの情報が分かるように、特に地図情報的には現状と、それからエリアの指定の規制の内容がどう変化するのか、そこが分かるようにしていただけると話が分かりやすいんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○市川生活衛生課長 ありがとうございます。その辺は規制の前と後ではっきり分かるようなものは、資料としてお示ししたいと考えております。

○池田委員長 はい。ほかはございますか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（7）住宅宿泊事業法・旅館業法に関する規制等の見直しについての質疑を終了いたします。

以上で、日程1、報告事項を終わります。

次に、日程の2、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。執行機関から何かございますか。（「特にございません」と呼ぶ者あり）はい。それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後0時15分閉会